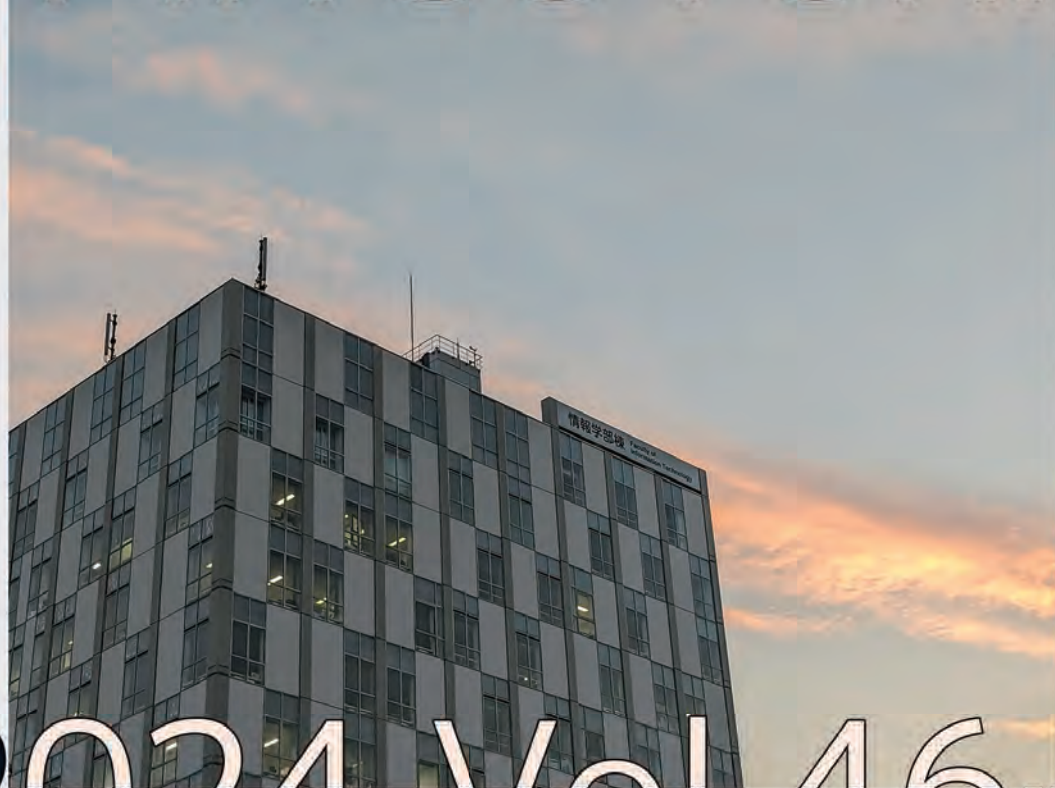


MITSUYURI



2024 Vol.46

三百合（みつゆり）は、学友会が発行する学友会の公認のクラブ・団体をまとめた学友会誌です。掲載されている様々なクラブ・団体に参加し活動することは、学生生活のさらなる向上につながります。ぜひ団体にご参加ください！



神奈川工科大学 学友会

神奈川工科大学校歌

作詞 河内光治

作曲 小椋 佳



1. わか いいぶきの みちあふ れ — いま せいしゆんの — なかにたつ — いのちのう
 2. あつ いちしおの たざりわ く — いま せいしゆんの — なかにたつ — かたいぎず
 3. つよ いりせいの たくましく — いま せいしゆんの — なかにたつ — かがくのち
 4. たか いぎじゆつに みちびか れ — いま せいしゆんの — なかにたつ — みらいにか



たを — — た から か に き う た い あ — げ よ う か ぎ り な く お
 な の — — た か ら か う じ ゃ ん し う た い あ — め — あ お う か か ぎ り な く お
 か ら — — か く し ら た き わ か め つ — く そ う か か ぎ り な く お
 け て — — あ お そ ら あ ま か け — ゆ そ う か か ぎ り な く お



お お お わ れ ら の か な が わ こ う か だ い い
 お お お わ れ ら の か な が わ こ う か だ い い
 お お お わ れ ら の か な が わ こ う か だ い い

神奈川工科大学 校歌

作詞 河内 光治
 作曲 小椋 佳

一、若い息吹の 満ち溢れ

今 青春の 中に立つ

生命の詩を 高らかに

謳い上げよう 限りなく

おーお われらの 神奈川工科大

二、熱い血潮の 滾り沸く

今 青春の 中に立つ

固い絆の 友情を

確かめ合おう 限りなく

おーお われらの 神奈川工科大

三、強い理性の 逞しく

今 青春の 中に立つ

科学の力 確信し

究め尽くそう 限りなく

おーお われらの 神奈川工科大

四、高い技術に 導かれ

今 青春の 中に立つ

未来に賭けて 碧空を








天翔け行こう 限りなく

おーお われらの 神奈川工科大

おーお われらの 神奈川工科大

キャンパスマップ



-  ...自販機
-  ...トイレ
-  ...喫煙所※
-  ...食堂
-  ...公衆電話
-  ...AED 設置場所
-  ...ICカードチャージ機

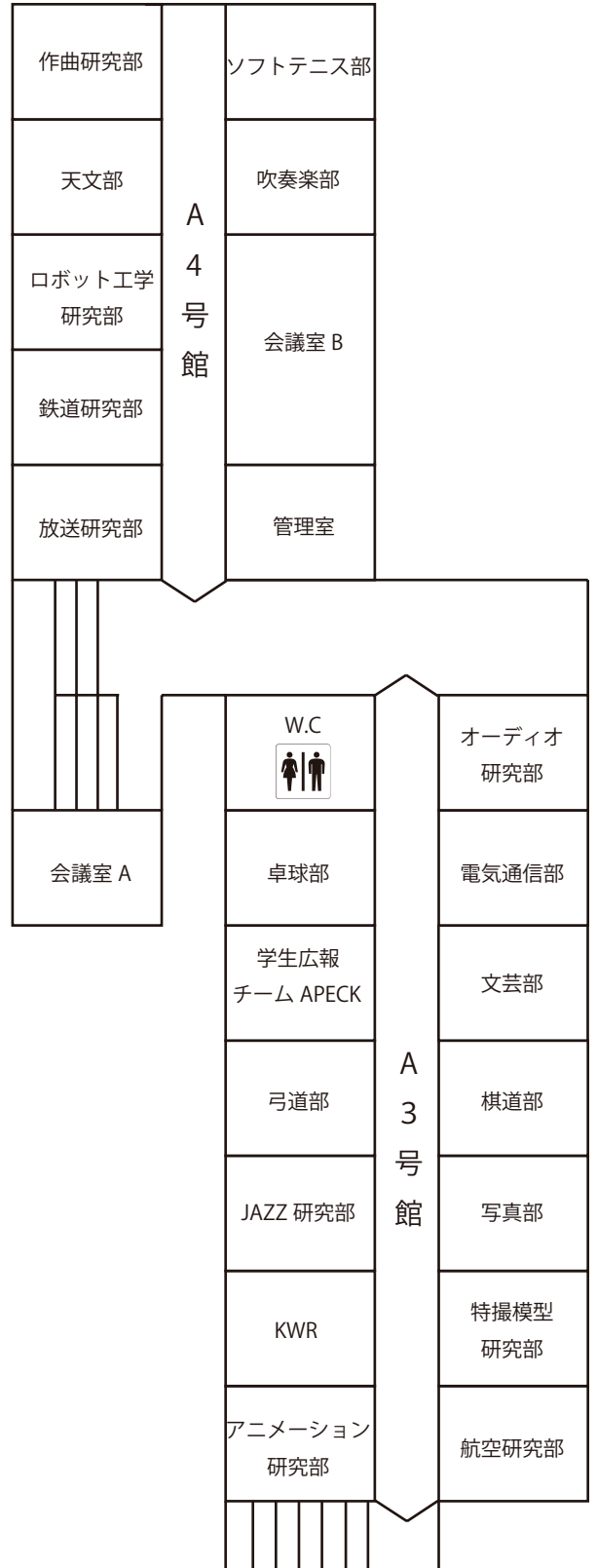
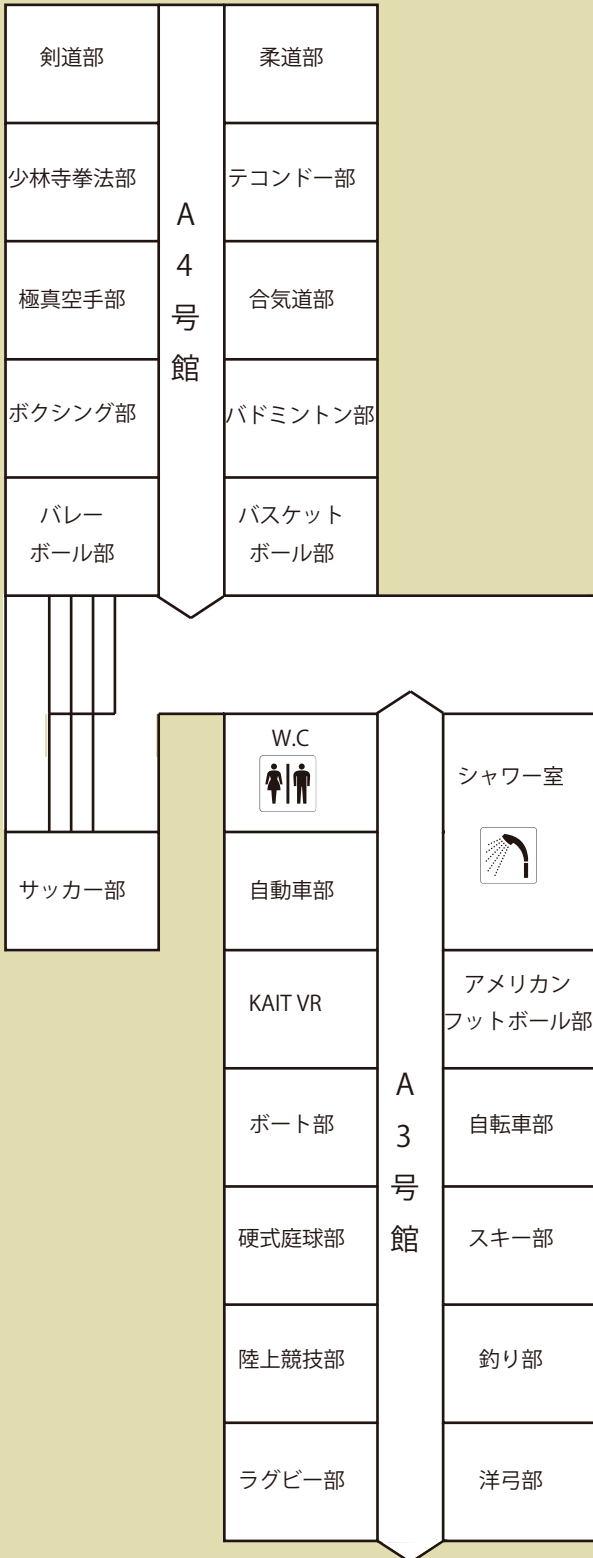
※喫煙所については移動または撤去することもあります。

CLUB HOUSE MAP

《2024年3月現在》

1F

2F



学友会誌『三百合』第46刊 目次

学友会組織図	5
令和6年度 学友会役員紹介	6
学友会執行部	7
学友会イベント局	9
体育部局文化部局	11

体育系活動団体

サッカー部	12
陸上競技部	13
ボクシング部	14
ラグビー部	15
硬式庭球部	16
バレーボール部	17
合気道部	18
剣道部	19
スキー部	20
バドミントン部	21
卓球部	22
硬式野球部, 自転車部, テコンドー部, 自動車部	34

文化系活動団体

棋道部	23
オーディオ研究	24
写真部	25
鉄道研究部	26
天文部	27
特撮模型部	28
文芸部	29
放送研究部	30
作曲研究部	31
e-Sports部	32
KAITVR	33
釣り部, 航空宇宙研究部, JAZZ研究部, 吹奏楽部	35

ボランティア・サークル団体

KAIT BLUE	36
ECO推進チームみどり	37
Rock in KAIT	38
KAIT TCG	39
KAIT EDTC	40
他サークル団体一覧	42

体育系活動団体	41
---------	----

神奈川工科大学学友会規約集目次	46
-----------------	----

神奈川工科大学学友会規約	47
--------------	----

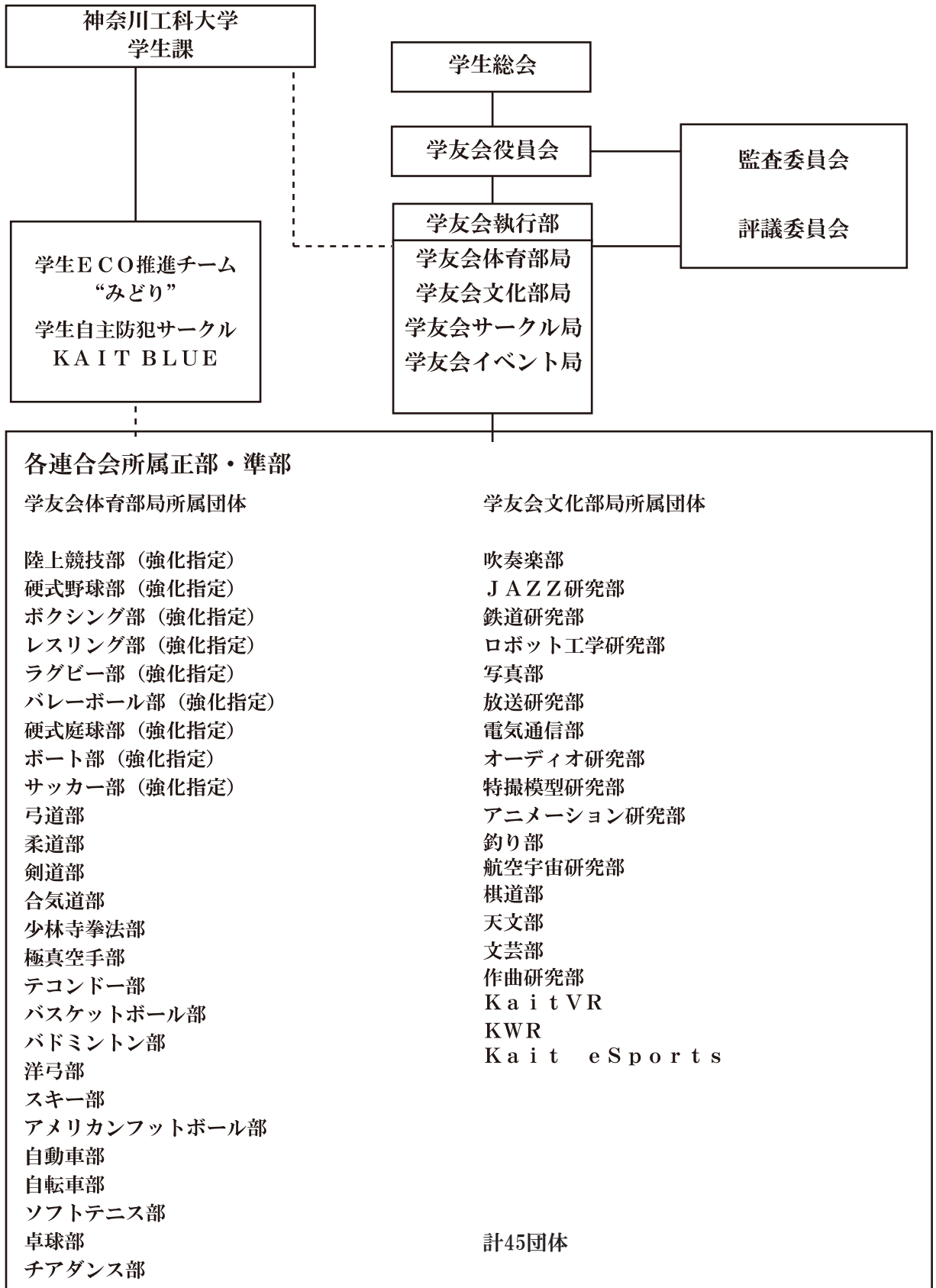
神奈川工科大学の学友会は全学生で構成されていて、学生自治を円滑に進めるために学生総会や学友会役員会があるんだ。議決された事は学友会執行部を中心に、監査委員会、選挙管理委員会、評議委員会、体育部連合会、文化部連合会、自治委員会が処理執行しているよ。会費は入学時に全員10000円（4年分）徴収していて、組織内の各機関やクラブの活動を通して学術研究だけでなく人間形成を大事にしているんだ。

自治精神に基づいて学生自身が様々な活動を行い、学友会は本学の発展向上に貢献していくことを目指しているよ。行事やクラブ活動への参加、意見交換は学生生活をより豊かにする一環だから、みんなも積極的に参加してみてね！



フラいとくん

神奈川工科大学学友会組織図



令和6年度 学友会役員一覧

学友会執行部

会長 山之内 優斗
副会長 池内 紗弥
副会長 小畑 尚史
会計 木村 美咲
書記 雨宮 琢磨

監査委員会

委員長 外石 千尋
委員 丹羽 凌太郎

評議委員会

委員長 大石 晃汰

イベント局

局長 大塚 直人

※ 3/31 現在

学生自治委員会 学友会執行部

学友会執行部とは？

学友会執行部は簡単に言うと、生徒会のような団体です。学生が主体となって、各部活動やサークルの支援を可能な限り行っています。

年間スケジュール

4月 課外活動ガイダンス	10月
5月	11月 学園祭
6月 前期学生総会	12月
7月	1月 後期学生総会
8月	2月 三百合作成
9月	3月
不定期：e-sports 大会の運営・補助	

Q&A

Q. 具体的にはどんなことをするの？

A. 学園祭等の課外活動イベントの運営またはその補助。その他にも学友会で管理している備品の貸し出しなど。

Q. アルバイト、兼部は可能？

A. アルバイトは自由。また、イベント局以外は兼部も可能。

Q. どこでやってるの？

A. A5号館（幾徳会館）2階
学友会執行部室

連絡先

E-mail : kanagawa-it-gakuyuukai@hotmail.co.jp

TEL : 046-241-1398



X(旧 Twitter)



Web

学園祭 イベント局



活動内容

- ・ 定例会
- ・ 幾徳祭に向けた企画資料作り及び開催準備
- ・ 幾徳祭当日の運営

活動日

- ・ 定例会随時開催
- ・ 学園祭が近くなったら忙しくなります...



部内の雰囲気

学年、性別関係なく仲良し！
暇な時は麻雀したり...？！



アルバイト、兼部は可能？

もちろん可能です！
ほとんどの部員がアルバイトを
しながら活動しています。

イベントなどはあるの？

昨年度は新入生歓迎会として、
バーベキューを行いました！
今年度何をするかは楽しみに！



詳しくはこちらまで！
ikutoku.jikkou@gmail.com



X(Twitter)

学友会文化局

新役員募集中！！

学友会文化局とは、神奈川工科大学各機関が承認し、加盟している文化系課外活動部の全部員で構成されています。学友会の発展に寄与し、各部における諸分野の知識と精神の向上を目的としています。

学友会執行部との連携をより強固なものにしていけたらいいと思っています。

詳しくは文化局で

※不在の場合は学友会執行部まで

A5,幾徳会館2階

学友会文化局

学友会体育局

新役員募集中！！

学友会体育局とは、体育系課外活動部の全部員で構成されています。加盟している団体の発展と向上を促進することによって個々の人格を日々錬磨することに貢献し、団結を強化することを目的としています。

今年度は、各上部団体との連携強化を課題とし、文化部局、学友会執行部と共に協力していきたいと思います。詳しくは体育局まで。

※不在の場合は学友会執行部まで A5,幾徳会館2階学友会体育局

神奈川工科大学サッカー部 選手・マネージャー募集!



共に活動をしてくれる選手、マネージャー、スタッフを募集しています。
ご興味のある方は、メールもしくはDMでお気軽にご連絡下さい。

【実績】

- 在籍 29名 (選手 24名、マネージャー 3名、学生スタッフ1名)
- 就職率は 100% (Achilles、小野測器、東京電力、東京冷機、高校教員、他)
- 2021年神奈川県大学リーグ優勝 (第54回関東大学サッカー大会出場)

場所 / グラウンド 時間 / 7:00-9:00 (日・月曜日休み)

twitter / @kaitfootball



Mail / soccer@kait-circle.jp

陸上競技部



初心者・経験者大歓迎！

陸上の大会に参加してみたい人、
他学科との交流をしたい人、
陸上でのトレーニングを日課にしたい人、
などにおすすめ！



君の入部を待っている！！



【活動日】月～金曜日(週2日以上は参加)

【活動時間】4限終了後

【活動場所】

神奈川工科大学陸上競技場

荻野運動公園競技場

詳しい情報・見学希望などの連絡はXへ！
神奈川工科大学陸上競技部(@kaitrack)



KAIT BOXING 部

たくましくなりたい部員募集中！！

<部員数>

3年生 1名

2年生 3名

1年生 6名

<練習日&練習場所>

月・火：17時~/土：11時~

Kait アリーナ5 (2階)



昨年度は 中央大学、防衛大学に遠征

今年度は 東洋大学(写真前列3名)とスパーリング



活動日

水金日

活動時間

平日 17:00~19:00

日曜 10:00~12:00

活動場所

KAIT グラウンド

X (旧ツイッター) インスタグラム

@KAIT_RFC

Kait_rfc

部員数

四年生 : 4人

三年生 : 1人

二年生 : 1人

初心者大歓迎

神奈川県立工科大学 硬式テニス部

部活動体験

Club Activity Experience

開催日程

2023	火曜日	17:00-20:00
	水曜日	17:00-20:00
	金曜日	17:00-20:00
	土曜日	09:30-12:30

持ち物：運動靴・運動出来る格好であればOK

その他詳細は各種SNSにて



【匿名可】LINEオープンチャット



Instagram

皆様の参加を心よりお待ちしております。

バレーボール部



活動日

火水金土

活動時間

平日17:00~20:00

土曜10:00~13:00

活動場所

KAITアリーナ

アリーナ1 (奥)

ツイッター

@KAIT_volleyball

インスタグラム

kait._volleyball



ツイッター



インスタ

部員・マネージャー募集中！！

見学、体験等大歓迎！！

質問等はSNSのDMから！

合気道部

初心者大歓迎！

KAIT アリーナで活動中！

活動曜日：火、水、金、土（予定・授業等の兼ね合いで変更有り）

活動時間：平日 17:00～19:00 / 土曜 9:00～11:00

活動場所：平日 KAIT アリーナ（火水はアリーナ7、金はアリーナ6）

土曜 東町スポーツセンター

情報発信中です！気軽に DM どうぞ！

X(Twitter) @KAIT_Aikido

見学・体験お待ちしております！



剣道部 部員募集中

みんなで和気あいあいと
楽しくやっています。
初心者の方もお気軽に
参加ください！



活動日：毎週 金曜日・土曜日

時間：17時～19時

場所：KAITアリーナ2階

アリーナ6(剣道場)

問い合わせ

： kendo@kait-circle.jp



活動場所：kait工房裏

活動日時：週一16:30~19:00



KAIT_SKI_SNOWBOARD



滑雪部

バドミントン部

・活動日
月火木金

・活動時間
平日17～21時

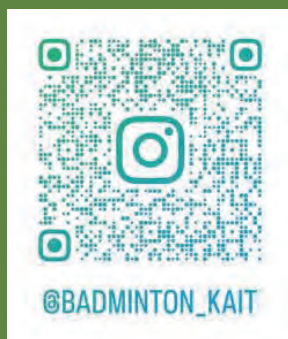
・活動場所
KAITアリーナ
アリーナ4

・部員人数
男子13人 女子1人



勉強と部活の両立がしやすい！

初心者大歓迎



X (旧twitter)



@badminton_kait

質問等DMでぜひ送ってください

卓球部

私たち卓球部は、関東学生リーグ5部昇格を目指し活動しており、部員同士和気あいあいと練習に取り組んでいます。

大会への参加は自由としており、本格的に卓球に取り組みたい経験者や、まずは卓球を楽しみたいという方まで、ぜひ卓球部に足を運んでください。

経験者・未経験者問わず大歓迎です！

活動日 月火

活動時間 17:00～19:00

活動所 KAIT アリーナ アリーナ3

囲碁



活動日 月～金
(最低1日参加)

16:40～

幾徳会館2階 和室手前
初心者歓迎



令和5年度春季団体戦準優勝

入部希望者は X の DM にて
ご連絡お待ちしております



将棋



あなただけの音
作りませんか

オーディオ 研究部

新入部員
募集中

初心者でも
大丈夫！



スピーカー制作の目安

- 5月 設計
- 6月 買い出し
- 6~8月 組み立て
塗装
- 10月 レポート作成

OBの技術サポートあり！



まっています！



活動内容

スピーカー制作など
オーディオに関すること

場所


クラブハウス棟 A21号室

活動日

基本的に自由(月1回部会やります)
月1回程度日曜日にOBが来てくれます

質問/入部申込等

 @kaitaudio

 audio@kait-circle.jp



X/Twitter...>

写真部で

レベルアップ

してみませんか？



写真部

初心者 OK

新入部員募集中

撮影会 年 4 回
部 会 週 1 回
写真展 年 2 回

入部希望・活動についての質問は
各種 SNS の DM まで

X (旧 Twitter) @kait_photo
Instagram @kait.photo

こんなの見たことない!?

Nゲージ用

超巨大吊り橋!!

アイデア満載!
超巨大レイアウト作成!!



学祭で大好評!



Nゲージ走行会!

ハナメ



超こだわりの

ハナメ HD

<http://kaitrc.web.fc2.com/>



部誌執筆

神奈川工科大学鉄道研究部 公式活動誌

Tail Light Vol. 40

テールライト

鉄道写真コンテスト



自分の鉄道愛を発信

活動場所: サラフハウス

M4号館 2F 部室

誰でも参加できる

乗車可能

5インチゲージ制作!



全部できます!

合宿旅行!



超楽!

来れ、鉄道研究部!!!

神奈川工科大学
天文部
Astronomy



活動内容

部会 (毎週火曜日 18:30-)

観測会

文化祭でのプラネタリウム制作

長期休みには合宿も！

見学やお問い合わせは
XのDMへ！

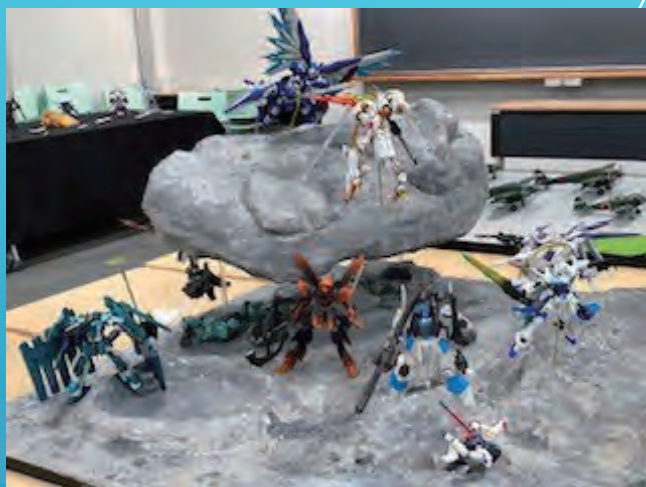
X:@astronomyclubbb





神奈川工科大学 特撮模型研究部

模型好きが集まって
週三日火、水、金曜日に活動しています！！



毎年学内での幾徳祭で
作品を展示したり、
学外での展示会に
参加しています！！



←入部希望の方はこちらの
QRコードからTwitterを
フォロー、DMを送ってください

文芸部



活動内容

講義小説、エッセイなどの創作活動を行ったり、文学作品の読み聞かせや対話を通じて、メンバー同士の交流や執筆技術の向上を目指しています。同じまたは異なる趣味や関心を持つ仲間と交流し、世界の様々な文学に触れていきたいです。

活動日程

月から金の週2～3日
休み不定期

活動場所

A3棟にて活動中！

放送研究部

放送研究部の主な活動として番組発表会・ラジオ収録があります。

番組発表会では自分たちで映像作品を制作し、他大学の方々を招いて上映しています。ラジオ収録では自分たちの制作したラジオを厚木市のFM やまとさんと湘南マジックウェイブさんで流していただいています。

映像制作・ラジオ制作に興味のある方、また映像に出てみたいという方も是非入部してください！

放送研究部 Twitter：@kitbc_info



- 部員募集中 -

作曲研究部

Composition



Club

活動内容

・作曲 ・DJ ・楽器 etc...

活動実績

・Tune Core rework withにて
ハナミズキ Remix投稿
・ポケモンBGM remixリレー等

活動日時

不定期

活動場所

主に部室

2:16



∞

X @UnisonCode

📷 @kaitcomposition

APEX — LEGENDS —



VALORANT



CALL OF DUTY



KAIT eSports

活動日:部門ごとに設定
体験入部はXのDMまで!



大乱闘 スマッシュ SPECIAL



Splatoon



SHADOWVERSE



神奈川工科大学

KAIT VR

KANAGAWA INSTITUTE OF TECHNOLOGY VR CLUB

活動内容:

UnityやBlenderを用いた
それぞれの個性が光る
VRコンテンツ作成



Xも随時更新中!
@KaitVR17

活動時間:

毎週水曜20:00~22:00

活動場所:

オンライン(discord)



硬式野球部

硬式野球部では、神奈川リーグ優勝を目標として活動しています。昨年は春季5位と苦しみました。創部から優勝とう成績はまだ残せていないので次こそはと今までより厳しく練習に励んでいます。チーム全員のモチベーションも高く、とてもいい雰囲気です。今年は目標であるリーグ優勝を必ず勝ち取り監督を胴上げします。

活動日 月火木金土

活動時間 17:00 ~ 20:00

活動場所 KAIT スタジアム

自転車部

私たち自転車部は、道路を走るロードバイクとオフロードを走るマウンテンバイクに分かれて練習しています。神奈川工科大学周辺は山が多いことや有名な峠の近くということもあり、恵まれた地形を生かし毎日練習に励んでいます。部の目標としては、学連のレースでのクラス昇格草レースでの上位入賞を目標にしています。自転車に興味がある方、もっと強くなりたい方、自転車部一同お待ちしております。

活動日 月火木金

活動時間 17:00 ~

活動場所 公道

テコンドー部

テコンドーとは韓国発祥のスポーツで、日本の空手と比べるとテコンドーは足を使った蹴り技をメインにしています。私達テコンドー部はほとんどが初心者から始めましたが日々技を磨き成長しています。私達テコンドー部はこれからも互いを高めあいながら練習に打ち込んでいきます。

活動日 月水金

活動時間 17:00 ~ 20:00

活動場所 KAIT アリーナ アリーナ 8

自動車部

我々自動車部は4年生8人・3年生13人・2年生8人の計29人で活動しています。部員1人1人が整備を基礎から学べるので車の知識を増やすことができます。学部はV科ばかりではなく様々な科の部員が集まっており、男女学年問わず募集していますので、少しでも自動車に興味ある人は是非自動車部へ！

活動日 火水木金

活動時間 16:30 ~

活動場所 テニスコート裏第4駐車場前
自動車部車庫

釣り部

釣り部は様々な釣りをする事で自然の素晴らしさと豊かさを体感しています。活動は毎月の部会で何を釣りたいかを決め、部員みんなで仲良く釣りをしています。例えば、エギングと言ってイカを釣ったり、サビキと言ってアジやサバなどを釣ったりしています。釣った魚は料理して食べたりし、釣りで楽しんでさらに美味しいと一石二鳥の部活です。

活動日 不定期（月始に相談）

活動時間 不明

活動場所 学外（海や川など）

航空宇宙研空部

私たち航空宇宙研究部は種子島ロケットコンテスト、能代宇宙イベントや技術向上に向けた研究、実験を行っています。初心者もちろん大歓迎です！最初は簡単なプログラミングと材料加工から始めましょう！

活動日 水

活動時間 16:40 ~ 18:10

活動場所 クラブハウス棟 部室番号 16

JAZZ研究部

JAZZ研究部は、幾徳会館2階のスタジオで主に活動しています。普段は個人で楽器の練習をしたり、みんなでセッションしたりしています。学園祭では各々がバンドを組んで一般客の前で演奏を披露します。イベントは一年を通してあり、活発に活動しています。主なイベントは6月のサンパーク、8月の夏合宿、11月の学園祭、3月の追い出しコンサートなどです。

活動日 月、金

活動時間 16:40 ~ 18:10

活動場所 A5号館2階211スタジオ

吹奏楽部

吹奏楽部は、相模女子大学と合同でAKASHAという名前で活動しています。部員同士仲が良く楽しく演奏を行っています。基本的には毎週日曜日に神奈川工科大学か相模女子大学のどちらかで練習していますが平日や土曜日は個人練習になっており各自のスキルアップもできます。

AKASHA主催の定期演奏会をメインとしていますが、他にも企業の方や地域の方々からの依頼演奏も行っております。

活動日 土日

活動時間 9:30 ~ 16:00

活動場所 神奈川工科大学、相模女子大学

電気通信部

電気通信部では、ALL、JAコンテストをはじめとする、年4回のアマチュア無線コンテストに参加しています。また、毎年開催されている幾徳祭、学外イベントの理科サークルフェスタでは、部員が製作した電子工作やソフトウェアなどの作品を展示しています。興味のある人、学内に居場所が欲しい人、気になった人はまずぜひ部室に来てください。

活動日 平日 土日祝 (大会がある場合のみ)

活動時間 16:30 ~ 18:30

10:00 ~ 18:30

(大会がある場合のみ)

活動場所 A3 号館 20 号室

KWR

私たちは、地域の福祉施設を訪問し、使用されている車椅子の修理・点検を行っています。また、全国の高校生やOBの方々と協力して国内で不要になった車椅子を修理に寄付をする活動も行っています。

活動日 木

活動時間 16:40 ~ 18:10

活動場所 KAIT 工房



KAIT BLUE

KANAGAWA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
SECURITY VOLUNTEER

地域防犯活動や、サイバー防犯活動を行っています
防犯関係や警察に興味のある方 **大募集中!!!**



過去には警察庁や、
神奈川県からも
表彰されました



ECO推進チームみどり

ONE for ALL , ALL for ONE
～1人がみんなのために、みんなが1人のために～

Please come and
join us !



活動内容

- ・K2号館屋上での野菜・花の栽培
- ・水槽の管理
- ・エコ活動を通して外部の人達との交流
- ・地域のごみ拾いやボランティア活動
- ・古紙やペットボトルの回収

新型コロナウイルスの影響で活動は少なくなったものの**環境改善やSDGs繋がる活動**をする事が目標です。



Guitar



Bass



Vocal



Drums



Keyboard

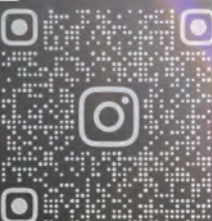
Rock in KAIT



◀ X/Twitter
Please send me a DM

Ingredients

Guitar	36%
Bass	19%
Vocal	25%
Drums	14%
Keyboard	6%
Other	0%



活動日時/場所：不定期
◀ Instagram



* ROCK IN KAIT *

KAIT TCG

毎週水・金で通常活動中!!

活動時間16:40~20:30

デュエマ 遊戯王
ポケカ バトスピ
バディファイト

お気軽にDMください↓

その他新規ゲームも随時募集中!!

デッキを持ってなくても大丈夫!!



見学のみや一日だけでも歓迎!!

デュエリスト

決闘者 来たれ

<https://twitter.com/KaitTCG>

KAIT E D T C



活動場所 E3号館 202室

活動内容

毎週(金) 16:30~

ロボット授業の開講

ロボットの設計・製作

X



H
P



学ぶ側、教える側、どちらも学べる環境作りを

部員 0 人
部員募集中



弓道部
洋弓部
柔道部
レスリング部
アメリカンフットボール部
極真空手部
少林寺拳法部
ソフトテニス部
アニメーション研究部
ロボット工学研究部
チアダンス部

詳しくは学友会まで！

サークル団体

ポケモンだいすきクラブ

声劇サークル

KAIT AI Racing

KAITRPG

KAIT レクリエーションサークル

ゲーム創作同好会

バレーボールサークル

フットサルサークル

漫画研究会

KAIT NLSC

LifeHackers

かふちいの

軽音

ウィンタースポーツ

健康増進法第25条
(受動喫煙の防止)

遵守のため **神奈川工科大学は、**

喫煙エリアを除き

**屋外でも、
タバコは
吸えません。**



- 建物の軒下^{のきした}でも吸えません。
- 木陰の下でも吸えません。
- ベンチに座っても吸えません。
- グランドでも吸えません。
- もちろん、今この場所でも吸えません。

吸えるのは

指定の「喫煙エリア」 +  「内だけです。」

※喫煙可能な場所には、「喫煙エリア」または「喫煙コーナー」の表示があります。この表示の場所以外では喫煙できません。
※建物内の共用部（研究室・廊下・ロビー等）も、すべて禁煙です。

マナーを守って、素敵なエンジニアへ

KAIT 神奈川工科大学

公約 ①



冷暖房は設定温度
(夏は28℃、
冬は20℃)を守ろう。

室温効果ガス削減に向けて、まず取り組みたいのはエアコンの温度設定。環境省は、夏は室温を28℃、冬は20℃に保つことを呼びかけています。いわゆるクーリング＆ウォームアップです。寒すぎず、暑すぎずは健康管理にも効果的なので、ぜひ自宅でも実践しましょう。

- 夏は● 素材の工夫で肌を涼しく。エアコンは、冬は● 重ね着は芯みん、ひざ掛けなども使っておろす。
- 根菜や畜産野菜を積極的に取って身体の中から温かく。

公約 ②



水を大切に
する工夫をしよう。

蛇口を閉めたつもりでも、ボヤーン、ボヤーンとつながっていることがあります。特にあわてて閉めたときは要注意です。また、水道を使うとき注意してごまめに蛇口を閉めれば、かなりの節水になります。歯みがきや顔洗いのとき出しっぱなしにしませんか？

- 蛇口から流す水の量を少なくしても、手洗いや洗顔は意
- 外と問題なくても、洗面
- 洗剤を使うときは、シンクのお湯をごまめにスリッパ
- 流す水は、必要な電気を使っていることも忘れず。

公約 ③



車、バイクの使い方
環境に配慮しよう。

普通より緩やかに発進する(5秒間で200m/程度)の加速だけで、11%ほど燃費が改善するとされています。安全運転のためにも、やさしいアクセル操作を心がけましょう。近所に行くなら、もちろん徒歩や自転車です。電車やバスなどの交通機関も、一度に多くの人を運ぶ点でエコな乗り物といえますね。

- 車間距離は余裕をもって、安全走行。
- エコ運転の使用は増やそう。
- 無用なアイドリングはやめよう。

公約 ④



できるだけ
階段を使おう。

エレベーターの過度な使用は、エコ精神に背くだけでなく、運動不足に拍車をかけます。階段を使えば、ちょっとした気分転換にもなるので一石二鳥。特に、少し上下階に移動するだけなら、わざわざ大量の電気を消費する必要はありません。冬場は身体も温かくなりますよ。

- 夏はつり、冬は暑めに上り下り。
- 階段ユーザーの基本です。
- エレベーターは、自分が使った前後に無人で動くことが多いことも忘れず。

神奈川工科大学

エコ・マニエスタ10ヶ条



エコ・マニエスタって、なに？

エコ・マニエスタは、KAIUIが独自に定めた100の行動目標をまとめたもの。主に学内で実行すべきエコ活動に加えて、自宅や街角など日常生活の中でも気をつけたい環境配慮への目標が記されています。ちなみに、マニエスタとは、選挙の立候補者が掲げる約束、すなわち「公約集」を指します。ぜひ、全員で守っていきましょう。

具体的に、何をすればいいの？

エコ・マニエスタに記載されている内容を、できるだけ実行する。ただそれだけでOKです。10ヶ条は、このパンフレットのほか、学内に張り出されるポスターにも記載されていますので、時々チェックしてください。なお、言うまでもありませんが、教職員も守ります！

公約 ③



無駄な照明はストロップ、
昼間の照明にも
気を遣おう。

自宅では部屋の電気をこまめに消す人も、学内ではあまり気にしないもの。誰もいないのに電気がついたままの教室、見覚えがありませんか？

- 講義室を最後に出る人は照明のスイッチを切る。
- 必要の無い照明は、すでに机の上、特に昼間は、照明をつけなくてもいい、明るく場所が結構あります。

公約 ④



パソコンの使い方
工夫して節電しよう。

自分のパソコンや研究室のパソコン、教室内に不在のときでもつけっぱなしにしませんか。いったんオフにするとき立ち上げ時間もつけない方がいいええ、そのぶんほんの少しだけ早く戻ってきたり、ほんの少しだけ待てばいいのです。

- 研究室や事務室を、休憩や食事時は授業や会議などで空けるときは、パソコンの電源を切りましょう。
- パソコンの冷却ファンの空気を吸い取り入れ口を書類などでふさいで、まっせんか？

公約 ⑦



実験は、環境に
配慮して実施しよう。

工学系情報系のKAIUIだからこそ効果も大きいエコ対策。各種実験は、事前につかり計画を立てて実施することで、エネルギーの無駄を省き、廃棄物の量も削減できます。また、早くから余裕を持って進めていくことで、深夜や休日の実験を減らし、自分の休養にあてることも大切です。

- 冷却水の利用を工夫しよう。実験用の冷却水に水道水を利用して、まっせんか？ 冷却する機器へは、循環型の冷却機器を取り付けよう。
- 廃液・廃棄物・洗浄水は、適正な回収を。薬品や溶剤、酸・アルカリ・薬品を使用したものは、絶対に排水槽に流してはけません。そのものの回収は当然ながら、その容器についても、本学では何回もの洗浄水まですべて回収する規制を設けています。

公約 ⑨



ペーパーレス化を
推進しよう。

資料の印刷は必要最小限に留め、電子データを徹底活用することにより、ペーパーレス化(電子化)を推進しましょう。その他、両面印刷の活用など、いろいろな場面で実行できることがあります。

- コピー用紙は、二度利用しましょう。一度使った紙でも、裏まで再利用することで大幅な削減になります。

公約 ⑧



ゴミを少なくする
工夫をしよう。

環境省によれば、1人が1年間で使うビニールの手提げ袋の数は、実に230枚にもほるといわれています。小さくためる、バックを用意してみませんか？ おしゃれなものを選べば、自然と気分も軽くなるし、良いことばかり。

- いわゆる「エコバッグ」の使用は超おすすすめ。特に、移動距離の少ないコンビニでの買い物。
- 実験・研究機器が納品される際には、梱包材は納品業者さんに引き取ってもらいましょう。大学のゴミの減少だけでなく、その梱包材にリサイクルがインクルーティブにできることがあります。

公約 ⑩



買い物するときも
エコに気を配ろう。

最近、日に増えて増えてきた省エネ商品。大型家電製品から紙製カップのコーヒーまで、各企業がさまざまな工夫に挑戦しています。そこで、ショッピングの際は、価格とともに環境配慮も選択肢に。

- 冷蔵庫やエアコンを買い換える際は、できるだけ省エネ効果の良い商品を選びましょう。
- 文房具や家具にも多くのエコ商品が出ているので注目してみてください。

★**★

神奈川工科大学学友会規約集

*★**

<2024年4月1日現在>

1. 神奈川工科大学学友会規約
2. 神奈川工科大学学友会体育部規約
3. 神奈川工科大学学友会文化部規約
4. 神奈川工科大学学友会サークル規約
5. 神奈川工科大学学友会クラブハウス使用規約

1. 神奈川工科大学学友会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は神奈川工科大学学友会と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本会は学生による学生のための自治組織である。組織内に所属する各機関や団体およびクラブの活動を通じ、学術研究だけでなく人間形成の場として会員の高雅な自治精神を養い相互の親善を図ることで、未熟ながらも社会の厳しさや責任の重大さを実感し成長し合える場であることを目的とする。また、その自治精神に基づき学生自身が自己の責任の下に様々な活動を行うことで、本学の発展向上に寄与し貢献することを旨とする。
- 第 3 条 本会の会員は神奈川工科大学に在籍する全学生を以って構成する。
- 第 4 条 本会の会員は次の権利を有する。
1) 主催する行事に参加する権利。
2) 組織内に所属する団体およびクラブの活動に参加する権利。
3) 本会の活動に対して平等に発言する権利。
- 第 5 条 本会の会員は次の事項を禁ずる。
1) 人種・宗教・性別・門地などにより差別する発言および行為。
2) 本規約に違反する発言および行為。
3) 本会の秩序を乱し名誉を失墜させる発言および行為。
4) 本会の各機関又は役員の決定に従わない発言および行為。
5) 本会と同等又は類似する学生組織の結成。
6) 大学ならびに各機関や団体およびクラブに対し、正常な運営を妨げ、目的遂行に支障をきたす発言および行為。

第 2 章 機 関

- 第 6 条 学友会の自治活動を円滑に行うために、次のような機関を置く。
- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 1) 学生総会 | 5) 評議委員会 | 9) 学友会イベント局 |
| 2) 学友会役員会 | 6) 学友会体育局 | 10) 自治委員会 |
| 3) 学友会執行部 | 7) 学友会文化局 | 11) その他団体 |
| 4) 監査委員会 | 8) 学友会サークル局 | |

第 1 節 学生総会

- 第 7 条 学生総会は本学学友会の最高議決機関であり、学友会の全会員を以って構成される。
- 第 8 条 学生総会は学友会役員会が開催し、全会員の 20 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 第 9 条 学生総会は前期および後期に各々 1 回ずつ定期総会を開催する。また、次の場合は臨時総会を開催する。
1) 学友会役員会又は学友会執行部が、学生総会の開催を必要と認めた場合。また、大学当局(学生部長・学生課)に開催を求められた場合。
2) 全会員の 20 分の 1 以上の開催要求の署名が、学友会執行部に提出された場合。
- 第 10 条 学生総会の開催については、開催日の 7 日前までに学友会執行部が日時・場所を告示する。但し、流会となった場合はこの限りではない。
- 第 11 条 学生総会は、議長 1 名・議長補佐 1 名・書記 1 名を議事団とし、学友会役員会に於いて学友会会長が選出する。尚、議事団のうち議長は学友会体育局役員又は学友会文化局役員が、議長補佐は学友会副会長が、書記は学友会役員がそれぞれ行う。
- 第 12 条 議事団は学生総会の秩序を保持し、円滑な議事進行を行うように努めなければならない。また、議長は議事団を代表し、議事に関する一切の事項を指揮する。書記は学生総会の議事録を作成し、学友会会長へ提出する。

- 第13条 学生総会の議事団の任期は、当日の学生総会終了時までとする。流会した場合もこれに準ずる。
- 第14条 学生総会が流会となる場合は次の通りである。
- 1) 学生総会の開催に支障が出ると、学友会執行部が認めた場合。
 - 2) 学生総会開始の定刻から60分以内に、本会規約第8条が成立しない場合。
 - 3) 学生総会中、議事団が議事の進行に支障があると判断し、流会の必要を認めた場合。
- 第15条 学生総会が流会となった場合、学友会執行部は開催日から15日以内に再び学生総会を開催しなければならない。

第2節 学友会役員会

- 第16条 学友会役員会は学友会が主催する行事および所属する各機関や団体およびクラブの活動を総轄する最高審議機関であり、学友会会長がこれを代表する。
- 第17条 学友会役員会の開催が必要な場合は学友会会長が召集し、原則として非公開で行う。
- 第18条 学友会役員会は学友会が主催する行事等の運営方針を審議し決定する。
- 第19条 学友会役員会は体育祭実行委員会を組織し企画運営する。尚、委員長は学友会体育局役員が、副委員長は学友会文化局役員が、会計は学友会執行部会計がそれぞれ行う。
- 第20条 学友会役員会は神奈川県中央大学定期対抗戦実行委員会を組織する。本学で実施の場合、委員長は学友会体育局局长が、副委員長は学友会文化局局长と学園祭実行委員会委員長が、会計は学友会執行部役員がそれぞれ行い企画運営する。他大学で実施の場合、学友会体育局役員が会議に参加する。
- 第21条 学友会役員会は組織内に所属する各機関や団体およびクラブなどの、加盟団体の昇格・降格・処分・脱会に関する審議および新規加盟希望団体の加盟審査を行う。また、当該事項審議中は審議対象団体の3名までを出席させることができる。審議の内容は、大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要とする。
- 第22条 学友会役員会は組織内に所属する各機関や団体およびクラブなどの、加盟団体の構成員の処分や解任を行うことができる。審議の内容は、大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要とする。

第3節 学友会執行部

- 第23条 学友会執行部は学友会の最高執行機関である。
- 第24条 学友会執行部は会長1名・副会長2名・会計1名と、書記・補佐を以って構成する。尚、書記・補佐に欠員が生じても、業務に支障が無い場合はその欠員の補充を要しない。
- 第25条 学友会執行部役員は12月末までに学友会執行部内で指名し、その結果を1月までに学友会員に公表しなければならない。
- 第26条 学友会執行部役員は本会規約第2条に則り、相互に協力し合い各機関を統括する。尚、役員の任務は次の通りに定める。
- 1) 会長は学友会執行部および学友会を代表する最高責任者である。
 - 2) 副会長は会長を補佐し、会長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
 - 3) 会計は学友会の経理を担当する。また、監査委員長から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後30日以内に提出しなければならない。
 - 4) 書記は学友会執行部の議事録を作成し保管する。
- 第27条 学友会会長は次の権限を有する。
- 1) 学友会執行部に於ける召集権および最終決定権。
 - 2) 学友会執行部の運営に支障が生じたときの自主解散権。但し、大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要条件とする。
 - 3) 本会規約第26条に定める学友会執行部役員の任務の遂行に必要と認めた場合に限り、役職を置き補佐を委嘱任命する権限。

4) 学友会執行部を除く、各機関や団体およびクラブなどの召集権と部室等使用施設への立入権限。

第28条 学友会執行部の執行年度は、1月1日から12月31日までの1年間とし、学友会執行部役員の任期もこれに準ずる。但し、会計については任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。必要な場合、任期後の役員を半年までに限り、補佐に任命することもできる。その場合、他の機関との兼任はできない。

第29条 学友会執行部役員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。

1) 本会規約26条に定める職務を十分に行っていないと、他の学友会役員が判断した場合。

第30条 学友会執行部役員が辞任する場合、必要書類を監査委員長に提出の後、各機関での議決および承認が条件となる。

第31条 学友会執行部は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会執行部が成立するまでは、評議委員会が学友会執行部の代理を行う義務を負う。

1) 学友会会長が、本会規約第27条に定める自主解散権を用いた場合。

第4節 監査委員会

第32条 監査委員会は常に公正中立の立場に於いて、学友会の各機関に於ける会計業務を始めとした全業務の運営が適正に行われているかを監査および審議する機関であり、委員長がこれを代表する。

第33条 監査委員長の選出は、12月末までに学友会執行部内で指名し、その結果を1月までに学友会員に公表しなければならない。

第34条 監査委員長は円滑な運営を行うために、構成員として副委員長1名・委員2名を委嘱任命できる。但し、評議委員会以外の機関との兼任はできない。

第35条 監査委員会の開催が必要な場合は、委員長が召集権を持つ。

第36条 監査委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。

第37条 前年度の監査委員長は、翌年3月までに監査報告を全会員に告示する。

第38条 監査委員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。尚、監査委員長が解任された場合は新しい委員長を解任から2週間以内に学友会執行部内に指名し、その結果を学友会員に公表しなければならない。

1) 監査委員としての職務を十分に行っていないと、他の役員が判断した場合。

第5節 評議委員会

第39条 評議委員会は常に公正中立な立場に於いて、学友会の各機関に於ける評議と審議を行う機関であり、委員長がこれを代表する。必要な場合、大学当局（学部学科や教職員）、団体・サークル等（自治委員会や体育部・学友会文化局に所属しないものを含む）との折衝および意見交換を行う。

第40条 評議委員長の選出は、12月末までに学友会執行部内で指名し、その結果を1月までに学友会員に公表しなければならない。

第41条 評議委員長は円滑な運営を行うために、構成員として副委員長1名・委員2名を委嘱任命できる。但し、監査委員会以外の機関との兼任はできない。

第42条 評議委員会の開催が必要な場合は、委員長が召集権を持つ。

第43条 評議委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。

第44条 評議委員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。尚、評議委員長が解任された場合は新しい委員長を解任から2週間以内に学友会執行部内に指名し、その結果を学友会員に公表しなければならない。

1) 評議委員としての職務を十分に行っていないと、他の役員が判断した場合。

第 6 節 学友会体育局

第 4 5 条 学友会体育局は、学友会体育局内の事項を協議し決議する機関である。

第 4 6 条 学友会体育局は、学友会執行部、又は学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している体育系課外活動部の全部員を以って構成する。学友会体育局の詳細は神奈川工科大学学友会体育部局規約に記す。

第 4 7 条 学友会体育局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) 主将会

第 4 8 条 学友会体育局の局長は、学友会執行部が指名する。

第 4 9 条 学友会体育局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会体育局が成立するまでは、学友会執行部が学友会体育局の代理を行う義務を負う。

- 1) 学友会体育局全会員の 5 分の 1 以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
- 2) 学友会執行部および大学当局（学生部長・学生課）が、学友会体育局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

第 7 節 学友会文化局

第 5 0 条 学友会文化局は、学友会文化局内の事項を協議し決議する機関である。

第 5 1 条 学友会文化局は、学友会執行部、又は学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している文化系課外活動部の全部員を以って構成する。学友会文化局の詳細は神奈川工科大学学友会文化部規約に記す。

第 5 2 条 学友会文化局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) 部長会

第 5 3 条 学友会文化局の局長は、学友会執行部が指名する。

第 5 4 条 学友会文化局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会文化局が成立するまでは、学友会執行部が学友会文化局の代理を行う義務を負う。

- 1) 学友会文化局全会員の 5 分の 1 以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
- 2) 学友会執行部および大学当局（学生部長・学生課）が、学友会文化局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

第 8 節 学友会サークル局

第 5 5 条 学友会サークル局は、学友会サークル局内の事項を協議し決議する機関である。

第 5 6 条 学友会サークル局は、学友会執行部、又は学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟しているサークルの全サークル員を以って構成する。学友会サークル局の詳細は神奈川工科大学サークル規約に記す。

第 5 7 条 学友会サークル局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) サークル会

第 5 8 条 学友会サークル局の局長は、学友会執行部が指名する。

第 5 9 条 学友会サークル局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会サークル局が成立するまでは、学友会執行部が学友会サークル局の代理を行う義務を負う。

- 1) 学友会サークル局全会員の5分の1以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
- 2) 学友会執行部および大学当局（学生部長・学生課）が、学友会サークル局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

第 9 節 学友会イベント局

- 第60条 学友会イベント局は、学内の催物、主に幾徳祭の事項を協議し決議する機関である。
- 第61条 学友会イベント局は、学友会に所属し、学友会執行部が承認した学生によって構成される。
- 第62条 本イベント局は、運営を円滑に行う為に次の役員（以下、本局役員と略す）を置く。尚、本局役員に欠員が生じても業務に支障がない場合はその欠員の補充を要しない。
- 第63条 学友会イベント局の局長は、学友会執行部内で指名する。
- 第64条 学友会イベント局は、催物の企画をする際、学友会執行部に承認を得なければならない。
- 第65条 学友会イベント局は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。尚、新しい学友会イベント局が成立するまでは、学友会執行部が学友会イベント局の代理を行う義務を行う。
- 1) 学友会イベント局全会員の5分の1以上のリコール要求の署名が、監査委員長に提出された場合。
 - 2) 学友会執行部が、学友会イベント局の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。

第 10 節 自治委員会

- 第66条 自治委員会は学友会が主催する自治活動を行う委員会である。
- 第67条 自治委員を公募するのは各自治委員会、又は学友会執行部である。
- 第68条 各自治委員会は各々の責任に於いて、委員長・副委員長・会計・書記を委嘱任命する。また、円滑な運営を行うために必要な役職を置くことができ、それを任命できる。但し、監査委員会・評議委員会との兼任はできない。尚、会計については任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
- 第69条 自治委員の解任は次の場合に行うことができる。但し、学友会に所属する各機関の承認を必要条件とする。
- 1) 全会員の10分の1以上の署名が、監査委員長に提出された場合。
 - 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
 - 3) 職務を十分に行っていないと、当該委員会役員が判断した場合。
- 第70条 自治委員会は次に定める事態が生じた場合、解散しなければならない。また、新しい自治委員会が成立するまでは、学友会執行部が自治委員会の代理を行う義務を負う。この場合、臨時学生総会を開催し、これについて審議しなければならない。
- 1) 全会員の5分の1以上の署名が、監査委員長に提出された場合。
 - 2) 学友会執行部および監査委員会・評議委員会が、自治委員会の運営に支障があると判断し解散の必要を認めた場合。
- 第71条 自治委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。
- 第72条 令和4年4月1日現在、自治委員会に属する団体はいない。

第 11 節 その他団体

- 第73条 その他団体は大学当局（学生部長・学生課）が指定し、一般のサークルと区別した上で、学友会に所属するクラブと同等に扱う。

第 3 章 学友会収支

第 7 4 条 本会の経費・財源は、学友会費および助成金・寄付金その他の事業収入による。

第 7 5 条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 4 章 附則

第 7 6 条 本会会則を改正するには、学友会役員会および学生総会の承認を必要条件とする。

第 7 7 条 本会の運営方針や方法および形態を改正するには、各機関および学生総会と大学当局（学生部長・学生課）の承認を必要条件とする。

第 7 8 条 本会規約は、令和4年4月1日から施行される。

以上

昭和54年 1月発行

平成 6年12月改定

平成19年 2月改定

平成23年11月改定

令和 3年 4月改定

令和 4年 4月改定

神奈川工科大学学友会役員会

2. 神奈川工科大学学友会体育部規約

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、神奈川工科大学学友会体育局（以下、体育局と略す）と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本体育局は神奈川工科大学学友会の一機関であることを意識し本体育局に加盟する体育系団体の発展と向上を促進することによって会員が団体活動を通じ自己の人格を練磨することに貢献し、併せて加盟団体の団結を強化することを目的とする。
- 第 3 条 本体育局は、学友会執行部、及び学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している体育系課外活動部の全部員を以って構成する。
- 第 4 条 本規約は神奈川工科大学学友会規約に基づき定める。尚、学友会規約第 2 章第 6 節に付随する。

第 2 章 組織

- 第 5 条 本体育局の運営年度は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年間とし、役員任期もこれに準ずる。
- 第 6 条 本体育局の役員は、所属する各加盟団体から原則 2 名ずつ選出される。
- 第 7 条 本体育局は、運営を円滑に行う為に次の役員（以下、本部役員と略す）を置く。尚、本部役員に欠員が生じても業務に支障が無い場合はその欠員の補充を要しない。
- 1) 局長
 - 2) 副局長
 - 3) 会計
 - 4) 役員補佐
- 第 8 条 本部役員の仕事は次の通りに定める。
- 1) 局長は本体育局を代表する最高責任者である。
 - 2) 副局長は局長を補佐し、局長の不在時又は委任があれば、仕事を代行する。
 - 3) 会計は本体育局の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書とその請求の日後 30 日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
 - 4) 役員補佐は本体育局の運営に支障をきたすことの無いように他役員を補佐する。
- 第 9 条 本体育局局長は、本体育部規約第 8 条に定める職務を円滑に行うために、必要な役職を置くことができそれを任命できる。欠員を補充する場合も同様である。
- 第 10 条 役員解任は次の場合に行うことができる。但し、主将会での議決および承認が条件となる。
- 1) 本体育局会員の 3 分の 1 以上の署名が提出された場合。
 - 2) 本体育部規約第 8 条に定める職務を十分に行っていないと役員会が判断した場合。
- 第 11 条 役員解任の届出は、必要書類を役員会に提出の後、主将会での議決および承認が条件となる。

第 3 章 議会

- 第 12 条 本体育局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。
- 1) 体育部総会
 - 2) 役員会
 - 3) 主将会

第 1 節 体育部総会

第 1 3 条 体育部総会は、本体育局内の事項を協議し決議する最高議決機関である。

第 1 4 条 体育部総会は前期・後期に各々 1 回ずつ定期総会を開催する。また、次の場合は臨時総会を開催する。

- 1) 役員会又は主将会が、体育部総会の開催を必要と判断した場合。
- 2) 本体育局会員の 4 分の 1 以上の開催要求の連署が提出された場合。
- 3) 体育局局长が、体育部総会の開催を必要と認めた場合。

第 1 5 条 体育部総会の開催については、開催日の 1 0 日前までに議題・日時・場所を告示する。

第 1 6 条 体育部総会は、本体育局会員の 3 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、体育局局长宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。

第 1 7 条 体育部総会の議長は、会議毎に本部役員内から選出する。

第 1 8 条 体育部総会の議決は、出席者の 3 分の 1 以上の賛成を以って成立する。尚、1 人 1 票とする。また、体育部総会での決議を総会開催日から 7 日以内に本体育局会員へ告示する。

第 1 9 条 体育部総会で決議したものについて、本体育局会員はこれに遵守する。

第 2 0 条 本部会計は運営年度初めの体育部総会に於いて、前年度会計報告を行う義務を持つ。

第 2 1 条 体育部総会が流会となった場合、学友会体育局は開催日から 1 5 日以内に再び体育部総会を開催しなければならない。

第 2 節 役員会

第 2 2 条 体育局役員会は、本体育局規約第 2 章に定める役員により行われ、議長に体育局局长が就く。尚、開催については本体育局規約第 1 6 条に付随する。

第 2 3 条 体育局役員会は、役員 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、体育局局长宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。

第 2 4 条 体育局役員会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

第 3 節 主将会

第 2 5 条 主将会は、体育局局长および所属する各加盟団体の主将を以って構成する。

第 2 6 条 主将会は次の場合に召集する。尚、開催については本体育局規約第 1 6 条に付随する。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 1) 年 1 回以上の定例会。
- 2) 体育局局长が、主将会の開催を必要と認めた場合。
- 3) 所属する各加盟団体の主将の過半数の連署が提出された場合。

第 2 7 条 主将会は、主将の 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、体育局局长宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。また、代理を立てる場合は、部の現状や活動内容を稔りと把握した部員が出席しなければならない。

第 2 8 条 主将会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

第 4 章 団体

第 1 節 全部

第 2 9 条 本体育局に所属する各加盟団体は、次の条件を満たす義務を持つ。

- 1) 学友会の会員のうち 1 名以上で構成されていること。

- 2) 本体育部規約第2条を満たす行動を行っていること。
 - 3) 対外的且つ対内的に優秀なる活動内容を示すこと。
 - 4) 同一の目的を持つ団体が複数加入していないこと。
- 第30条 本体育局に所属する各加盟団体は、次の役職を置かなければならない。役職は兼任することができない。また、顧問は当該団体の最高責任者であり、本学職員が任務に当たる。
- 1) 顧問
 - 2) 主将
 - 3) 副主将
 - 4) 会計
 - 5) 広報担当
- 第31条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 主将は当該団体を代表する責任者であり部を統率する。
 - 2) 副主将は主将を補佐し、主将の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
 - 3) 会計は当該団体の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後30日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
 - 4) 広報担当は、当該団体の広報を担当する。
- 第32条 本体育局に所属する各加盟団体は、次の書類（書式指定あり）を作成し、指定した日時までに提出しなければならない。
- 1) 部役員および部員名簿
 - 2) 年間活動計画書および報告書
 - 3) その他、体育局局长が必要と認めた書類

第 2 節 正部

- 第33条 本体育局に所属する正加盟団体は、団体創設後4年以上継続して全条件を満たしており、且つ前章に加え、当該種目の競技活動を行うための十分な部員数を常時有していることを要する。
- 第34条 本体育局に所属する正加盟団体は前節に加え、次の役職を置かなければならない。尚、システム管理担当は広報担当と兼任してもよい。
- 1) 主務
 - 2) システム管理担当
- 第35条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 主務は、学内外の組織との通信および交流を始めとする渉外業務を行う。また、必要書類の管理を担当する。
 - 2) システム管理担当は、当該団体のPC環境およびLANの管理を担当する。

第 3 節 準部

- 第36条 本体育局に所属する準加盟団体は、本体育部規約第4章第1節に定める条件を団体創設後2年以上継続して満たす義務を持つ。
- 第37条 本体育局に所属する準加盟団体は、活動を行う資金の援助を受けることができる。但し、正部より高い金額を受け取ることはできない。

第 5 章 昇格・新規加盟・脱会

- 第38条 準部から正部への昇格を希望する団体は、本体育部規約第4章第2節に於ける正部の規定項目を満たさなければならない。
- 第39条 準部から正部への昇格を希望する団体は、次の書類を本体育局局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 1) 加盟願い（加盟希望理由書）

- 2) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
 - 3) 部役員および部員名簿
 - 4) 当該団体顧問の承諾書
 - 5) その他、体育局局长が必要と認めた書類
- 第40条 学友会役員会の審議を経て準部から正部への昇格が認められた団体は、翌年度より正部として扱われる。
- 第41条 同好会・サークルから本体育局への新規加盟を希望する団体は、本体育部規約第4章第3節に於ける準部の規定項目を満たさなければならない。
- 第42条 同好会・サークルから本体育局への新規加盟を希望する団体は、次の書類を学友会執行部局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。尚、原則的に11月～12月の運営年度末に受け付ける。
- 1) 加盟願い(加盟希望理由書)
 - 2) 団体創設趣意書
 - 3) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
 - 4) 最近2年間の会計報告書
 - 5) 部役員および部員名簿
 - 6) 当該団体顧問の承諾書
 - 7) その他、体育局局长が必要と認めた書類
- 第43条 学友会役員会の審議を経て本体育局への新規加盟が認められた団体は、翌年度より準部として扱われる。
- 第44条 再昇格・再加盟を希望する団体は、前条までの昇格・新規加盟を希望する団体と同様の手順および手続きとなる。但し、降格・除名後2年間はこれを認めない。
- 第45条 加盟する各所属団体が本体育局からの脱会を希望する場合は、本体育局局長および学友会執行部局長に脱会願いを提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 第46条 学友会役員会の審議を経て、本体育局からの脱会が認められた団体および除名された団体の備品等は、原則的に当該団体で管理する。

第 6 章 降格・除名・処分

- 第47条 各加盟団体又は会員が次の事項に該当した場合、処置を講ずる対象となる。
- 1) 本体育局規約に違反する行為を行った場合。
 - 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
 - 3) 本体育局の名誉を失墜させる行為を行った場合。
 - 4) 本部役員又は議会の決定に従わなかった場合。
 - 5) 本体育局の正常な運営を妨げる行為や、目的遂行に支障をきたす行為を行った場合。義務の怠慢や、運営への不参加が著しい場合。
 - 6) 著しい不功績の場合。活動内容が不活発な場合。
 - 7) 本体育局規約第4章に定める、加盟団体としての必要条件を満たしていない場合。
 - 8) その他、学友会執行部及び体育局が不適切であると判断した場合。
- 第48条 前条の項目に該当する各加盟団体又は会員は、次の処置のいずれかを受ける対象となる。
- 1) 準部への降格(正部のみ)
 - 2) 除名(強制脱会)
 - 3) 次年度予算の減額支給
 - 4) 一定期間の活動停止処分
 - 5) 一定期間の施設利用禁止処分
 - 6) 注意・警告・訓告・勧告・改善命令
 - 7) 体育部総会および主将会に於いての陳謝
- 第49条 前条に定める処置は、次の手順および手続きを必要とする。

- 1) 降格および除名については、本体育局規約第3章第4節に定める学友会役員会に於いて審議しなければならない。
 - 2) その他の処分は、体育部総会又は主将会に於いて、審議対象団体を除く出席者の3分の2以上の賛成を以って決議する。
 - 3) 各処分の執行は年度末および年度始めに行う。
- 第50条 処置の対象となった各加盟団体又は会員は、体育部総会および主将会に於いて弁明する機会が与えられる。

第 7 章 財務会計

- 第51条 本体育局の予算会計および会計年度は、学友会規約第3章に付随する。
- 第52条 本体育局は運営年度の初めの体育部総会に於いて、予算案の承認および前年度決算報告を行う義務を持つ。
- 第53条 本体育局に所属する各加盟団体は、運営年度の初めに前年度会計報告書を体育局本部に提出する義務を持つ。特別予算に関しては、運営した次年度の6月までに会計報告書と領収書を提出しなければならない。

第 8 章 附則

- 第54条 本体育部規約を改正するには、体育部総会および主将会の承認を必要条件とする。
- 第55条 本体育部規約の解釈に関し疑問が生じた場合、役員会にてその解釈の決定を行う。
- 第56条 本会規約は、令和4年4月1日から施行される。

以上

昭和53年10月発行
昭和63年 4月改定
平成19年12月改定
令和 3年 4月改定
令和 4年 4月改定

神奈川工科大学学友会体育局

3. 神奈川工科大学学友会文化部規約

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、神奈川工科大学学友会文化局（以下、文化局と略す）と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本文化局は神奈川工科大学学友会の発展に寄与し、その真理の探求と知識と精神の向上を目的とする。
- 第 3 条 本文化局は、学友会執行部、及び学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟している文化系課外活動部の全部員を以って構成する。
- 第 4 条 本規約は神奈川工科大学学友会規約に基づき定める。尚、学友会規約第 2 章第 7 節に付随する。

第 2 章 組織

- 第 5 条 本文化局の運営年度は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年間とし、役員の任期もこれに準ずる。
- 第 6 条 本文化局の役員は、所属する各加盟団体から原則 1 名以上選出される。
- 第 7 条 本文化局は、運営を円滑に行う為に次の役員（以下、本部役員と略す）を置く。尚、本部役員に欠員が生じて業務に支障が無い場合はその欠員の補充を要しない。
- 1) 局長
 - 2) 副局長
 - 3) 会計
 - 4) 役員補佐
- 第 8 条 本部役員の任務は次の通りに定める。
- 1) 局長は本文化局を代表する最高責任者である。
 - 2) 副局長は局長を補佐し、局長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
 - 3) 会計は本文化局の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後 3 0 日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
 - 4) 役員補佐は本文化局の運営に支障をきたすことの無いように他役員を補佐する。
- 第 9 条 本文化局局長は、本文化部規約第 8 条に定める職務を円滑に行うために、必要な役職を置くことができそれを任命できる。欠員を補充する場合も同様である。
- 第 1 0 条 本部役員の承認は後期文化部総会に於いて行う。中途選出の場合は、での議決および承認が必要である。
- 第 1 1 条 役員の解任は次の場合に行うことができる。但し、での議決および承認が条件となる。
- 1) 本文化局会員の 3 分の 1 以上の署名が提出された場合。
 - 2) 本文化部規約第 8 条に定める職務を十分に行っていないと役員会が判断した場合。
- 第 1 2 条 役員の辞任の届出は、必要書類を役員会に提出の後、部長会での議決および承認が条件となる。

第 3 章 議会

- 第 1 3 条 本文化局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。
- 1) 文化部総会
 - 2) 役員会
 - 3) 部長会

第 1 節 文化部総会

- 第 1 4 条 文化部総会は、本文化局内の事項を協議し決議する最高議決機関である。
- 第 1 5 条 文化部総会は前期・後期に各々 1 回ずつ定期総会を開催する。また、次の場合は臨時総会を開催する。
- 1) 役員会又は部長会が、文化部総会の開催を必要と判断した場合。
 - 2) 本文化局会員の過半数以上の開催要求の連署が提出された場合。
 - 3) 文化局局長が、文化部総会の開催を必要と認めた場合。
- 第 1 6 条 文化部総会の開催については、開催日の 1 0 日前までに議題・日時・場所を告示する。
- 第 1 7 条 文化部総会は、本文化局会員の 3 分の 1 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、文化局局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第 1 8 条 文化部総会の議長は、会議毎に本部役員内から選出する。
- 第 1 9 条 文化部総会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。尚、1 人 1 票とする。また、文化部総会での決議を総会開催日から 7 日以内に本文化局会員へ告示する。
- 第 2 0 条 文化部総会で決議したものについて、本文化局会員はこれに遵守する。
- 第 2 1 条 本部会計は運営年度初めの文化部総会に於いて、前年度会計報告を行う義務を持つ。
- 第 2 2 条 文化部総会が流会となった場合、学友会文化局は開催日から 1 5 日以内に再び文化部総会を開催しなければならない。

第 2 節 役員会

- 第 2 3 条 文化局役員会は、本文化局規約第 2 章に定める役員により行われ、議長に文化局局長が就く。尚、開催については本文化局規約第 1 6 条に付随する。
- 第 2 4 条 文化局役員会は、役員 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、文化局局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第 2 5 条 文化局役員会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

第 3 節 部長会

- 第 2 6 条 部長会は、文化局局長および所属する各加盟団体の部長を以って構成する。
- 第 2 7 条 部長会は次の場合に召集する。尚、開催については本文化部規約第 1 6 条に付随する。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 1) 前期・後期の各々 1 回ずつの定例会。
 - 2) 文化局局長が、部長会の開催を必要と認めた場合。
 - 3) 所属する各加盟団体の部長の過半数の連署が提出された場合。
- 第 2 8 条 部長会は、部長の 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、文化局局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。また、代理を立てる場合は、部の現状や活動内容を稔りと把握した部員が出席しなければならない。
- 第 2 9 条 部長会の議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以って成立する。但し、1 人 1 票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

第 4 章 団体

第 1 節 全部

- 第 3 0 条 本文化局に所属する各加盟団体は、次の条件を満たす義務を持つ。
- 1) 学友会の会員のうち 1 名以上で構成されていること。

- 2) 本文化部規約第2条を満たす行動を行っていること。
 - 3) 文化的な活動における一定の明確な目的を持つこと。
 - 4) 対外的且つ対内的に優秀なる活動内容を示すこと。
 - 5) 同一の目的を持つ団体が複数加入していないこと。
- 第31条 本文化局に所属する各加盟団体は、次の役職を置かなければならない。役職は兼任することができない。また、顧問は当該団体の最高責任者であり、本学職員が任務に当たる。
- 1) 顧問
 - 2) 部長
 - 3) 副部長
 - 4) 会計
 - 5) 広報担当
- 第32条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 部長は当該団体を代表する責任者であり部を統率する。
 - 2) 副部長は部長を補佐し、部長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。また、必要書類の管理を担当する。
 - 3) 会計は当該団体の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後30日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
 - 4) 広報担当は、当該団体の広報を担当する。
- 第33条 本文化局に所属する各加盟団体は、次の書類（書式指定あり）を作成し、指定した日時までに提出しなければならない。
- 1) 部役員および部員名簿
 - 2) 年間活動計画書および報告書
 - 3) その他、文化局局長が必要と認めた書類

第 2 節 正部

- 第34条 本文化局に所属する正加盟団体は、団体創設後5年以上継続して全条件を満たしていることを要する。
- 第35条 本文化局に所属する正加盟団体は前節に加え、次の役職を置かなければならない。尚、システム管理担当は広報担当と兼任してもよい。
- 1) 渉外
 - 2) システム管理担当
- 第36条 前条に於ける各役職の任務は次の通りである。
- 1) 渉外は、学内外の組織との通信および交流を始めとする渉外業務を行う。
 - 2) システム管理担当は、当該団体のPC環境およびLANの管理を担当する。

第 3 節 準部

- 第37条 本文化局に所属する準加盟団体は、本文化局規約第4章第1節に定める条件を団体創設後2年以上継続して満たす義務を持つ。
- 第38条 本文化局に所属する準加盟団体は、活動を行う資金の援助を受けることができる。但し、正部より高い金額を受け取ることはできない。

第 5 章 昇格・新規加盟・脱会

- 第39条 準部から正部への昇格を希望する団体は、本文化部規約第4章第2節に於ける正部の規定項目を満たさなければならない。
- 第40条 準部から正部への昇格を希望する団体は、次の書類を本文化局局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 1) 昇格願い（昇格希望理由書）

- 2) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
 - 3) 部役員および部員名簿
 - 4) 当該団体顧問の承諾書
 - 5) その他、文化局局長が必要と認めた書類
- 第41条 学友会役員会の審議を経て準部から正部への昇格が認められた団体は、翌年度より正部として扱われる。
- 第42条 同好会・サークルから本文化局への新規加盟を希望する団体は、本文化部規約第4章第3節に於ける準部の規定項目を満たさなければならない。
- 第43条 同好会・サークルから本文化局への新規加盟を希望する団体は、次の書類を学友会執行部局長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。尚、原則的に11月～12月の運営年度末に受け付ける。
- 1) 加盟願い（加盟希望理由書）
 - 2) 団体創設趣意書
 - 3) 年間活動計画書および最近2年間の活動報告書
 - 4) 最近2年間の会計報告書
 - 5) 部役員および部員名簿
 - 6) 当該団体顧問の承諾書
 - 7) その他、文化局局長が必要と認めた書類
- 第44条 学友会役員会の審議を経て本文化局への新規加盟が認められた団体は、翌年度より準部として扱われる。
- 第45条 再昇格・再加盟を希望する団体は、前条までの昇格・新規加盟を希望する団体と同様の手順および手続きとなる。但し、降格・除名後2年間はこれを認めない。
- 第46条 加盟する各所属団体が本文化局からの脱会を希望する場合は、本文化局局長および学友会執行部局長に脱会願いを提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。
- 第47条 学友会役員会の審議を経て、本文化局からの脱会が認められた団体および除名された団体の備品等は、原則的に当該団体で管理する。

第 6 章 降格・除名・処分

- 第48条 各加盟団体又は会員が次の事項に該当した場合、処置を講ずる対象となる。
- 1) 本文化局規約に違反する行為を行った場合。
 - 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
 - 3) 本文化局の名誉を失墜させる行為を行った場合。
 - 4) 本部役員又は議会の決定に従わなかった場合。
 - 5) 本文化局の正常な運営を妨げる行為や、目的遂行に支障をきたす行為を行った場合。義務の怠慢や、運営への不参加が著しい場合。
 - 6) 本文化部規約第4章に定める、加盟団体としての必要条件を満たしていない場合。
 - 7) その他、学友会執行部及び文化局が不適切であると判断した場合。
- 第49条 前条の項目に該当する各加盟団体又は会員は、次の処置のいずれかを受ける対象となる。
- 1) 準部への降格（正部のみ）
 - 2) 除名（強制脱会）
 - 3) 次年度予算の減額支給
 - 4) 一定期間の活動停止処分
 - 5) 注意・警告・訓告・勧告・改善命令
 - 6) 文化部総会および部長会に於いての陳謝
- 第50条 前条に定める処置は、次の手順および手続きを必要とする。
- 1) 降格および除名については、本文化部規約第3章第4節に定める学友会役員会に於いて審議しなければならない。

- 2) その他の処分は、文化部総会又は部長会に於いて、審議対象団体を除く出席者の3分の2以上の賛成を以って決議する。
- 3) 各処分の執行は年度末および年度始めに行う。

第51条 処置の対象となった各加盟団体又は会員は、文化部総会および部長会に於いて弁明する機会が与えられる。

第 7 章 財務会計

第52条 本文化局の予算会計および会計年度は、学友会規約第3章に付随する。

第53条 本文化局は運営年度の初めの文化部総会に於いて、前年度決算報告を行う義務を持つ。次年度予算案の承認は、後期文化部総会に於いて行う。

第54条 本文化局に所属する各加盟団体は、運営年度の初めに前年度会計報告書を文化局本部に提出する義務を持つ。特別予算に関しては、運営した次年度の6月までに会計報告書と領収書を提出しなければならない。

第 8 章 附則

第55条 本文化部規約を改正するには、文化部総会および部長会の承認を必要条件とする。

第56条 本文化部規約の解釈に関し疑問が生じた場合、役員会にてその解釈の決定を行う。

第57条 本会規約は、令和4年4月1日から施行される。

以上

昭和53年10月発行
平成12年12月改定
平成20年 1月改定
令和 3年 4月改定
令和 4年 4月改定

神奈川工科大学学友会文化局

4. 神奈川工科大学学友会サークル規約

第 1 章

総則

- 第 1 条 本会は、神奈川工科大学学友会サークル局と称し、本部を神奈川工科大学内に置く。
- 第 2 条 本サークル局は神奈川工科大学学友会の発展に寄与し、自発的参加によって仲間との交流を深め、大学生活の質の向上を目的とする。
- 第 3 条 本サークル局は、学友会執行部または学友会執行部を始めとした各機関が承認し加盟しているサークルのサークル局員を以って構成する。
- 第 4 条 本規約は神奈川工科大学学友会規約に基づき定める。尚、学友会規約第 2 章第 8 節に付随する。

第 2 章

組織

- 第 5 条 本サークル局の運営年度は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年間とし、局員の任期もこれに準ずる。
- 第 6 条 本サークル局の役員は、所属する加盟団体から原則 1 名ずつ選出される。
- 第 7 条 本サークル局は、運営を円滑に行う為に次の役員(以下、サークル局員と略す)を置く。尚、サークル局員に欠員が生じて業務に支障がない場合はその欠員の補充を要しない。
- 1) 局長
 - 2) 副局長
 - 3) 会計
 - 4) 局員補佐
- 第 8 条 サークル局員の任務は次の通りに定める。
- 1) 局長は本サークル局を代表する最高責任者である。
 - 2) 副局長は局長を補佐し、局長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。
 - 3) 会計は本サークル局の会計事務事項を担当する。また、監査員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書をその請求の日後 3 0 日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。
 - 4) 局員補佐は本サークル局の運営に支障をきたすことの無いように他局員を補佐する。
- 第 9 条 本サークル局長は、本サークル規約第 8 条に定める職務を円滑に行うために、必要な役職を置くことができそれを任命できる。欠員を補充する場合も同様である。
- 第 1 0 条 本サークル局員の承認はサークル総会に於いて行う。中途選出の場合は、代表者集会での議決および承認が必要である。
- 第 1 1 条 局員の解任は次の場合に行うことができる。ただし代表者集会での議決および承認が条件となる。
- 1) 本サークル局の 3 分の 1 以上の署名が提出された場合。
 - 2) 本サークル規約第 8 条に定める職務を十分に行っていないと役員会が判断した場合。
- 第 1 2 条 局員の辞任の届け出は、必要書類を役員会に提出の後、代表者会議での議決および承認が条件となる。

第 3 章

議会

- 第 1 3 条 本サークル局は、運営を円滑に行う為に次の会を置く。
- 1) サークル議会
 - 2) 代表者集会

第 1 節 サークル総会

- 第 1 4 条 サークル総会は、本サークル局内の事項を協議し決議する最高議決機関である。
- 第 1 5 条 サークル総会は次の場合に開催する。
- 1) 役員会又は代表者集会が、サークル臨時総会の開催を必要と判断した場合。
 - 2) 本サークル局員の過半数以上の開催要求の連署が提出された場合。

- 3) サークル局長が、サークル総会の開催を必要と認めた場合。
- 第16条 サークル総会の開催については、開催日の10日前までに議題・日時・場所を告示する。
- 第17条 サークル総会は、本サークル局員の3分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、サークル局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第18条 サークル総会の議長は、会議ごとにサークル局員内から選出する。
- 第19条 サークル総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を以って成立する。尚、1人1票とする。また、サークル総会での決議を総会開催日から7日以内に本サークル局員へ告示する。
- 第20条 サークル総会で決議したものについて、本サークル局員はこれに遵守する。
- 第21条 本部会計は運営年度初めのサークル総会に於いて、前年度会計報告を行う義務を持つ。
- 第22条 サークル総会が流会となった場合、サークル総会は開催日から15日以内に再びサークル総会を開催しなければならない。

第2節 役員会

- 第23条 サークル局役員会は、本サークル局規約第2章に定める役員により行われ、議長にサークル局長が就く。尚、開催については本サークル規約第16条に付随する。
- 第24条 サークル局役員会は、役員者の3分の2以上の出席(委任状を含む)に寄り成立する。欠席する場合は、サークル局長宛に委任状(書式指定あり)を提出しなければならない。
- 第25条 サークル局役員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を以って成立する。但し、1人1票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

第3節 代表者集会

- 第26条 代表者集会は、サークル局長および所属する各加盟団体の代表者を以って構成する。
- 第27条 代表者集会は次の場合に召集する。尚、開催については本サークル規約第16条に付随する。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 1) サークル局長が、代表者集会の開催を必要と認めた場合。
 - 2) 所属する各加盟団体の代表者の過半数の連署が提出された場合。
- 第28条 代表者集会は、代表者の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立する。欠席する場合は、サークル局長宛に委任状(書式指定あり)を提供しなければならない。また、代理を立てる場合は、サークルの現状や活躍内容を稜りと把握した局員が出席しなければならない。
- 第29条 代表者集会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を以って成立する。但し、1人1票とし賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

第4章 団体

第1節 全サークル

- 第30条 サークル団体は、次の条件を満たす義務を持つ。
- 1) 学友会の会員のうち5名以上で構成されていること。
 - 2) 本サークル規約第2条を満たす行動を行っていること。
 - 3) 自発的な活動における一定の明確な目的を持つこと。
 - 4) 行動的な活動内容を示すこと。
 - 5) 同一の目的を持つ団体が複数加入していないこと。
- 第31条 サークル団体は、次の役職を置かなければならない。役職は兼任することができない。また、顧問は当該団体の最高責任者であり、本学職員が任務に当たる。
- 1) 顧問
 - 2) サークル長
 - 3) 副サークル長
 - 4) 会計
- 第32条 前条における各役職の任務は次の通りである。
- 1) サークル長は当該団体を代表する責任者であり団体を統率する。
 - 2) 副サークル長はサークル長を補佐し、サークル長の不在時又は委任があれば、任務を代行する。また、必要書類の管理を担当する。

3) 会計は当該団体の会計事務事項を担当する。また、監査委員会から経理報告の請求があった場合は、経理報告書その請求の日後30日以内に提出しなければならない。尚、任期終了後も年度決算報告まで会計補佐として扱う。

第33条 加盟団体は、次の書類(書式指定あり)を作成し、指定した日時までに提出しなければならない。

- 1) サークル役員およびサークル員名簿
- 2) 年間活動計画書および報告書
- 3) その他、学友会が必要と認めた書類

第5章 新規加盟

第34条 本サークル局への新規加盟を希望する団体は、本サークル規約第4章第1節に於けるサークルの規定項目を満たさなければならない。

第35条 本サークル局への新規加盟を希望する団体は、次の書類を学友会執行部会長に提出し、学友会役員会の開催を請求しなければならない。

- 1) 加盟願(加盟希望理由書)
- 2) サークル役員およびサークル員名簿
- 3) 当該団体顧問の承諾書
- 4) その他、学友会会長が必要と認めた書類

第36条 学友会役員会の審議を経て本サークル局への新規加盟が認められた団体は、翌年度よりサークルとして扱われる。

第37条 再加盟を希望する団体は、前条までの新規加盟を希望する団体と同様の手順及び手続きとなる。

第38条 学友会役員会の審議を経て、本サークル局からの脱会が認められた団体および除名された団体の備品等は、原則的に該当団体で管理する。

第6章 除名・処分

第39条 各加盟団体又は会員が次の事項に該当した場合、処置を講ずる対象となる。

- 1) 本サークル規約に違反する行為を行った場合。
- 2) 大学および各機関や団体に対し、故意、又は重大な過失を犯した場合。
- 3) 本サークル局の名誉を失墜させる行為を行った場合。
- 4) 本サークル局員又は議会の決定に従わなかった場合。
- 5) 本サークル局の正常な運営を妨げる行為や、目的遂行に支障をきたす行為を行った場合。義務の怠慢や、運営への不参加が著しい場合。
- 6) 活動内容が不活発な場合。
- 7) 本サークル規約第4章に定める、加盟団体としてのいつ用条件を満たしていない場合。
- 8) その他、学友会執行部及びサークル局が不適切であると判断した場合。

第40条 前条の項目に該当する各加盟団体又は会員は、次の処理のいずれかを受ける対象になる。

- 1) 除名(強制脱会)
- 2) 一定期間の活動停止処分
- 3) 注意・警告・訓告・勧告・改善命令
- 4) サークル総会に於いての陳謝

第41条 前条に定める処置は、次の手順及び手続を必要とする。

- 1) 除名については、本サークル規約第3章第1節に定めるサークル総会に於いて審議しなければならない。
- 2) その他の処分は、サークル総会に於いて、審議対象団体を除く出席者の3分の2以上の賛成を以て決議する。
- 3) 各処分の執行は年度末および年度始めに行う。

第7章 財務会計

第42条 本サークル局の予算会計および会計年度は、学友会規約第3章に付随する。

第43条 本サークル局は運営年度末にサークル総会にて、前年度決算報告を行う義務を持つ。

第44条 本サークル局に所属する各加盟団体は、運営した次年度の6月までに特別予算に関する会計報告書と領収書を提出しなければならない。

第 8 章 附則

第45条 本サークル規約を改正するには、サークル総会、及び代表者集会の承認を必要条件とする。

第46条 本サークル規約の解釈に関し疑問が生じた場合、サークル総会にてその解釈の決定を行う。

第47条 本サークル規約は、令和4年4月1日から施工される。

以上

令和 4年 4月発行

神奈川工科大学学友会サークル局

5. 神奈川工科大学学友会規約クラブハウス使用規約

第 1 章 総則

- 第 1 条 本規則は「神奈川工科大学クラブハウス使用規則」および神奈川工科大学学友会規約に基づき、A 3・A 4 号館クラブハウス棟およびA 5 号館幾徳会館の部室と学友会執行部が所有するコンテナ倉庫の使用について、必要な事項を定めるものである。
- 第 2 条 各部室や会議室およびコンテナ倉庫は、神奈川工科大学学生の課外活動の機能を果たすために使用することを目的とする。
- 第 3 条 全体の管理責任者は大学当局（学生部長・学生支援本部学生課）であり、各部室の管理責任者は当該団体の顧問である。会議室およびコンテナ倉庫の管理責任者は学友会会長である。

第 2 章 利用規則

- 第 4 条 使用する団体は、次の条件を有する。
- 1) 学友会組織内に所属する各機関や団体およびクラブなどの、大学が認定する正規の公認団体であること。
 - 2) 学友会執行部から割り当てをされ使用許可を受けた団体であること。借用願を所定の期日までに提出した団体であること。
- 第 5 条 使用可能時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。時間外の使用については、学生支援本部学生課の許可が必要となる。尚、年末年始および夏季休業中、その他の入構制限期間中は原則として使用を認めない。
- 第 6 条 使用する団体は、次の事項を行ってはならない。
- 1) 仮眠・宿泊や遊戯などを含めた使用目的以外の用途での使用および転貸。
 - 2) 顧問や現役員以外の方の鍵の開錠および施錠。
 - 3) 火気および火気を使う機器の使用。
 - 4) 無許可での施設・設備・備品等の移動・改廃・新設。
 - 5) 無許可での壁・床・天井などへの加工や塗装。
 - 6) 室外およびシャワー室への物品の無断放置。
 - 7) 水場への生ゴミの放置。
 - 8) 窓や扉へのポスター等の掲示および装飾。
 - 9) 他団体が迷惑と感じるような騒音や喧騒および異臭を発する行為。
 - 10) 飲酒した者の使用可能時間外の使用。
- 第 7 条 使用する団体は、次の事項を遵守しなければならない。
- 1) 各部室内を含めた使用場所の清掃・整頓を心がけ、使用後は消灯・戸締りに注意すること。
 - 2) シャワー室・トイレ等は常に清潔を保つこと。
 - 3) 施設・設備・備品等の破損又は盗難等異常を認めるときは、速やかに学生支援本部学生課および学友会執行部に届け出ること。
 - 4) 施設・設備・備品等の移動・改廃・新設や、壁・床・天井などへの加工や塗装を行う場合は、1ヶ月前までに学友会執行部に届け出ること。
- 第 8 条 会議室の使用を希望する場合は、1週間前までに学友会執行部に届け出なければならない。尚、貸借の期間は1週間までとする。
- 第 9 条 使用者が施設・設備・備品等を故意又は過失により滅失破損したときは、弁償をしなければならない。退去する場合、当該団体は原状回復をしなければならない。また、経費が掛かる場合は当該団体が負担しなければならない。
- 第 10 条 本規則に違反した場合は、使用を停止又は禁止させることがある。また、学友会体育部規約第 6 章および学友会文化部規約第 6 章に定める処置を講ずる対象となる。

第 3 章 附則

- 第 1 1 条 本規則に定めるもののほか、各部室や会議室およびコンテナ倉庫の使用に関し必要な事項はその都度定めるものとし、学生支援本部学生課および学友会執行部の指示事項を厳守すること。
- 第 1 2 条 A 3・A 4 号館クラブハウス棟清掃は、毎年 5 月に学友会執行部の主催で行う。清掃対象は部室以外の棟内と棟周辺および駐輪場（自転車置き場）とする。各部室とコンテナ倉庫を使用中の団体は原則的に参加しなければならない。
- 第 1 3 条 本規則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施される。

以上

平成 2 1 年 3 月発行

平成 2 2 年 3 月改定

令和 3 年 4 月改定

神奈川工科大学学友会執行部

役員募集

学友会の仕事に興味を持った方・興味がある方は A5 号館幾徳会館 2 階学友会執行部でお待ちしています。執行部役員ができる限りわかり易く説明いたします。

私たちと一緒に有意義な大学生活を謳歌しませんか？

学友会誌 三百合 第 46 刊

発行日	令和 6 年 4 月 1 日
編集責任者	雨宮 琢磨
編集補佐	渡邊 英征

神奈川工科大学学友会

〒243-0292 厚木市下荻野 1030

電話 046-241-1398 内線 2915

E-mail

kanagawa-it-gakuyuukai@hotmail.co.jp

ホームページ

<http://kait-circle.jp/gakuyuukai/about.html>

